

福岡県公報

平成十七年五月三十日
第二千三百九十三号
増刊 ①

目次

訓 令(第九号・第十号)

○福岡県庁舎防火管理規程を廃止する訓令

○福岡県庁舎防火管理規程

(管財課) ……………
(管財課) ……………

訓 令

福岡県訓令第九号

福岡県教育委員会訓令第二号

本 庁

出 先 機 関

監 査 委 員 会 事 務 局

人 事 委 員 会 事 務 局

労 働 委 員 会 事 務 局

議 会 事 務 局

教 育 庁

福岡県庁舎防火管理規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成十七年五月三十日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県教育委員会

福岡県庁舎防火管理規程を廃止する訓令

福岡県庁舎防火管理規程(平成八年四月

福岡県訓令第八号
福岡県教育委員会訓令第一号)は廃止する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

福岡県訓令第十号

本 庁

出 先 機 関

監 査 委 員 会 事 務 局

人 事 委 員 会 事 務 局

労 働 委 員 会 事 務 局

議 会 事 務 局

教 育 庁

企 業 局

福岡県庁舎防火管理規程を次のように定める。

平成十七年五月三十日

福岡県知事 麻 生 渡

福岡県庁舎防火管理規程

(目的)

第一条 この訓令は、別に定めのあるものを除くほか、庁舎における防火管理の徹底を期し、火災の発生を予防するとともに火災その他の災害による被害を軽減することを目的とする。

(定義)

第二条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 本庁 福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号。以下「組織規則」という。)第二条第一号に規定する本庁(部内協議機関を除く。)、福岡県教育庁組織規則(平成十年福岡県教育委員会規則第三号。以下「教育庁組織規則」という。)
二 第二号第二項に規定する本庁、福岡県監査委員事務局、福岡県人事委員会事務局、福岡県労働委員会事務局、福岡県議会事務局及び福岡県企業局組織規則(昭和四十年福岡県企業局管理規程第四号。以下「企業局組織規則」という。)
三 第二

条に規定する課をいう。

二 出先機関 組織規則第二条第四号に規定する出先機関及び教育庁組織規則第二十一条に規定する教育事務所をいう。

三 庁舎 福岡県庁内管理規則（昭和四十三年福岡県規則第五十号。以下「規則」という。）第二条第一号に規定する庁舎をいう。

四 総合庁舎 二以上の出先機関が使用する庁舎をいう。

五 庁内管理者 規則第四条第一項に規定する庁内管理者（総合庁舎にあつては、同項後段の規定に基づき副知事の指定を受けた者）をいう。

六 防火管理者 規則第八条第二項の規定に基づき定められた防火管理者をいう。

七 室内管理者 規則第五条第一項に規定する室内管理者（同項ただし書の規定により室内管理者を置かない出先機関にあつては、室内を管理する職にある者）をいう。

八 火元等取締責任者 規則第八条第一項の規定に基づき定められた火元等取締責任者をいう。

（適用範囲）

第三条 この訓令は、庁舎を使用する本庁及び出先機関に適用する。

（防火対策委員会）

第四条 庁舎等における火災その他の災害に関する事項を審議し、その統一的運用に当たするため、福岡県庁舎防火対策委員会（以下「委員会」という。）を本庁に置く。

（委員会の構成）

第五条 委員会は、委員長及び委員若干人をもって組織する。

2 委員長は、総務部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 総務部次長

二 総務部人事課長

三 総務部管財課長

四 総務部消防防災安全課長

五 各部の連絡調整に関する事務を所掌する課の課長

六 監査委員事務局総務課長

七 人事委員会事務局任用課長

八 労働委員会事務局調整課長

九 議会事務局総務課長

十 教育庁総務部総務課長

十一 企業局管理課長

十二 本庁の防火管理者

（委員会の任務）

第六条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

一 消防計画に関すること。

二 消防用設備等の改善に関すること。

三 防火管理に関する調査及び研究に関すること。

四 防火思想の普及及び高揚に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、庁舎等の防火管理に関し必要な事項

（委員会の会議）

第七条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の運営については、委員長が別に定める。

3 委員会の庶務は、総務部管財課において行う。

（庁内管理者）

第八条 庁内管理者は、その管理に係る庁舎における防火管理に関する業務を総括するものとする。

（防火管理者）

第九条 防火管理者は、庁内管理者の命を受け、火災予防の万全を期するため、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 消防計画の作成

二 消火、通報、避難その他の訓練の実施

三 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検及び整備

四 火気の使用又は取扱いに関する監督

五 その他防火管理上必要な業務

2 防火管理者は、庁内管理者の承認を得て、その業務を補助させるため、検査班、点

検整備班及び監視班を置くことができる。

(室内管理者)

第十条 室内管理者は、その管理する室内に係る次に掲げる業務を行わなければならない。

一 火災発生時において、所属職員を指揮し、初期消火、避難誘導及び重要物件の持出活動を行うこと。

二 休日又は勤務時間外に、庁舎に火災が発生した場合における所属職員の招集方法を定め、当該職員に周知させること。

三 前二号の業務遂行のため、必要な組織を編成し又はその実施要領を作成すること。

四 その他防火管理上必要な措置を講ずること。

(火元等取締責任者) 第十一条 火元等取締責任者は、規則第八条第一項に定める防火管理に関する業務を行うものとする。

(自衛消防隊) 第十二条 庁内管理者は、庁舎に火災が発生し又は発生するおそれがある場合において、被害を最小限度にとどめるため必要があるときは、自らを隊長とする自衛消防隊を設置するものとする。この場合において、総合庁舎の庁内管理者は、あらかじめ、当該総合庁舎を使用する出先機関の長に協議しなければならない。

(点検検査基準) 第十三条 防火管理者は、火災予防上の検査及び消防用設備等の点検を、次の表のとおり行わなければならない。

一 検査

検査対象	検査内容	検査回数
火気使用施設	器具及び施設の管理状況	毎月一回以上
電気設備	絶縁抵抗状況	六月一回以上 一年一回以上
危険物全般	危険物全般	六月一回以上 一年一回以上

整理清掃状況全般

毎月一回以上

二 消防用設備等の点検

消防用設備等の種類等		点検の内容及び方法	点検の期間
消火器具、消防機関へ通報する火災報知設備、誘導灯、誘導標識、消防用水、非常コンセント設備及び無線通信補助設備		外観点検及び機能点検	六月
屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、二酸化炭素消火設備、ハロゲン化物消火設備、粉末消火設備、屋外消火栓設備、自動火災報知設備、漏電火災警報器、非常警報器具及び設備、避難器具、排煙設備、連結散水設備並びに連結送水管		外観点検及び機能点検	六月
動力消防ポンプ設備		総合点検	六月
非常電源(配線の部分を除く。)		総合点検	六月
非常電源専用受電設備又は蓄電池設備	外観点検及び機能点検	六月	六月
自家発電設備	総合点検	六月	六月
配線	総合点検	六月	六月

(改善措置)

第十四条 防火管理者は、施設又は設備に異常又は改善を要する事項を発見したときは、その施設又は設備の管理者に通知して改善を求めなければならない。

2 前項の改善の通知を受けた施設又は設備の管理者は、その通知を受けた事項について、速やかに、改善の措置を講じ、その結果を防火管理者に報告しなければならない。

(警報周知及び火気使用等の規制)

第十五条 防火管理者は、庁舎に火災が発生したとき又は発生するおそれがあるときは、その旨を庁内全般に周知させるものとし、火気使用の中止命令、危険な場所への立

入禁止その他必要な措置を講ずることができる。

(自衛消防隊の活動)

第十六条 第十二条に規定する自衛消防隊は、隊長の命令により、その任務の遂行に当たらなければならない。

(発見者の通報等)

第十七条 庁舎における火災の発生を発見した職員は、臨機応変に、他の職員に協力を求めて、関係消防署、庁内管理者、防火管理者その他関係職員に火災の発生を通報し、初期消火に努めなければならない。

(消防隊への協力)

第十八条 職員は、火災発生時において、消防隊及び自衛消防隊の活動に協力しなければならない。

(休日等における登庁義務等)

第十九条 休日又は勤務時間外において、庁舎若しくはその近辺の火災が発生した旨の通報を受けた職員は、遅滞なく登庁し、上司の指示を受けて消火活動その他必要な業務に従事しなければならない。

(防火教育)

第二十条 防火管理者は、必要に応じて、職員に対して防火に関する教育を行うものとする。

2 職員は、防火に関する知識及び技術の習得に努めなければならない。

(消防訓練)

第二十一条 防火管理者は、庁内管理者の指示を受けて、消火、通報、避難その他の訓練を適宜実施しなければならない。

2 職員は、前項の消防訓練に協力しなければならない。

(消防機関との連絡)

第二十二条 防火管理者は、常に関係消防機関と連絡を密にし、より適正な防火管理の徹底を図るよう努めなければならない。

(火災以外の災害の防止)

第二十三条 第八条、第十条、第十二条及び第十四条から第十九条までの規定は、火災以外の災害の防止について準用する。

(補則)

第二十四条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。